

未登記建物 所有者変更(訂正)申告書

(あて先) 八 戸 市 長

令和 年 月 日

下記の建物について、固定資産税に関する所有者を変更(訂正)しますので、必要書類を添えて申告します。なお、この申告により問題が生じた場合は、当事者間にて解決いたします。

申告者	住所・所在地		
	氏名・名称	電話番号	
		新所有者との関係	本人・代理人() ※法定相続人以外の場合は委任状が必要

変更(訂正)の日及び原因	昭和・平成・令和 年 月 日										
	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 遺贈 <input type="checkbox"/> その他()										
旧所有者	0	0									住所・所在地
カナ											
氏名・名称											
新所有者	0	0									住所・所在地
カナ											
氏名・名称											
変更(訂正)する建物	所在地番							種類	床面積(m ²)	物件番号	

◆必要書類(写し可)

- 新所有者の住民票記載事項証明書(住民票の写し)、又は印鑑登録証明書
※新所有者(個人)の住所地が八戸市内の場合は省略可
- 変更(訂正)原因ごとに、以下①~④のいずれかの書類
 - ①売買 ⇒ 売買契約書(または売渡証書と旧所有者の印鑑登録証明書)
 - ②贈与 ⇒ 贈与証書(または念書)と旧所有者の印鑑登録証明書
 - ③相続、遺贈 ⇒ 裏面をご覧ください。
 - ④その他 ⇒ 変更(訂正)の日、及び原因がわかる書類(詳しくはお問合せください)

※この申告書は、不動産登記法の表示や権利に関する登記とは関係ありません。
第三者に対して、この申告書記載の建物の所有権を主張するためには、別途法務局への登記申請が必要となります。

以下、資産税課処理欄

課長	家屋GL	課員	受付者	入力者	点検者①	点検者②
----	------	----	-----	-----	------	------

◎相続、遺贈の必要書類（写し可）

①遺言により相続人等が決定した場合

- ・遺言書（公証人役場で作成されたもの、または家庭裁判所の検認を受けたもの）
- ・亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（死亡されたことが確認できるもの）
※死亡時の住所地が八戸市内の場合は省略可

②調停や審判などにより相続人等が決定した場合

- ・調停調書謄本、審判書謄本など

③法定相続人が1人の場合

- ・亡くなられた方の戸籍謄本（出生から死亡までの連続したもの）
※除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む
- ・法定相続人の戸籍謄本
※亡くなられた方の戸籍謄本で確認できる場合は省略可

④法定相続人が複数人の場合

- ・遺産分割協議書、遺産分割証明書など（相続関係説明図、印鑑登録証明書を含む）
- ・相続放棄申述受理通知書など、相続放棄したことがわかる書類（ある場合のみ）
- ・特別受益証明書など、生前贈与等により相続分がないことがわかる書類（ある場合のみ）
※遺産分割協議書などの書面を作成する予定がない場合は、下記の「申立書」欄へ相続人全員が自署・押印し、押印した実印の印鑑登録証明書を添付の上、提出してください（後日、遺産分割協議書などを作成した場合は、その写しを改めて提出してください）
- ・亡くなられた方の戸籍謄本（出生から死亡までの連続したもの）
※除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む
- ・法定相続人の戸籍謄本
※亡くなられた方の戸籍謄本で確認できる場合は省略可

※法務局で交付する法定相続情報一覧図の写し、または司法書士等の有資格者が作成し、その内容を証明できる相続関係説明図を添付する場合は、亡くなられた方、及び法定相続人の戸籍謄本の提出を省略することができます

以下は、法定相続人が複数人の場合で、遺産分割協議書などの書面を作成する予定がない場合に利用してください（相続人全員の自署・実印が必要です）

申 立 書

この申告書表面に記載の未登記建物は、相続人の間で遺産分割の協議をした結果、相続人（新所有者氏名）_____が取得したものであることを申し立てます。

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____